



合理的な配慮を行うための費用を助成します

王寺町では、障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人も、ともに暮らしやすいまちづくりを進めるため、自治会が自治会館で使用する合理的配慮を行うための物品の作成・購入費用を助成します。

2020新制度

1 合理的配慮とは

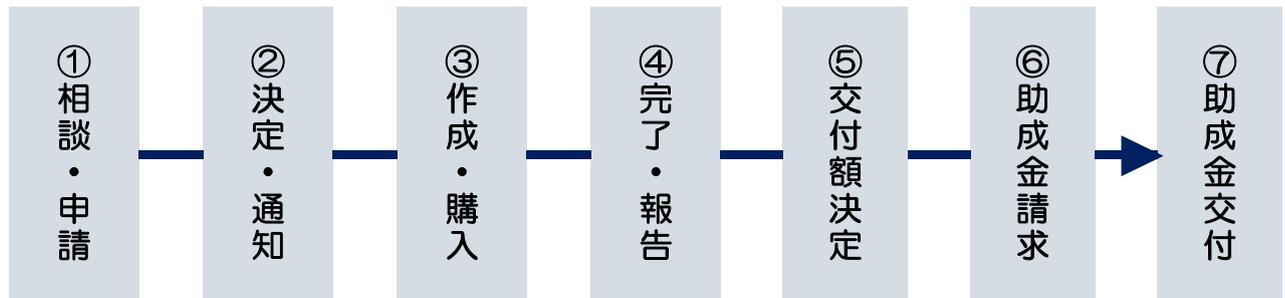
障害のある方が困っている場面において、障害のない方と同じ権利を行使できるようにするために、本人の意思を尊重しながら、負担が重すぎない範囲で適切な措置を講じること

2 助成の対象者

・自治会



3 利用の流れ



※申請書類は町のホームページからもダウンロードできます。
(ホーム→健康・福祉→障害者福祉→合理的配慮の費用助成)

4 助成の対象となるもの

※1団体1回限り、上限額の範囲内で複数物品可

内容	補助率	上限額
コミュニケーションツールの作成費 ・コミュニケーションボードの作成 ・点字を用いたパンフレット ・音声コードを用いたチラシ など	 2 / 3	5万円 
物品の購入費 ・筆談ボード ・折り畳み式スロープ ・視覚障害者誘導シート ・高さ可動式テーブル など	 	

申込み
問合せ先

王寺町役場 福祉介護課 福祉係

〒636-8511 王寺町王寺2丁目1番23号
電話 0745-73-2001 (137) FAX 0745-73-6311
メールアドレス fukushikaigo-f@town.oji.nara.jp



王寺町 HP